2　小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章　知的財産

第九条　協力の範囲及び形態

基本協定第九十六条2の規定に従って、

(a)　この章における協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　知的財産の仲介又は実施許諾、知的財産の管理、登録及び利用

(ii)　デジタル環境における知的財産の保護

(iii)　知的財産に関する教育及び啓発の事業計画

(iv)　知的財産の保護に関する制度の運用の更なる近代化

(v)　知的財産権の行使の更なる改善

(vi)　集中管理する団体の能力の更なる改善

(vii)　行政及び法執行当局の能力の更なる改善

(b)　この章における協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　情報を交換し、並びに経験及び技能を共有すること。

(ii)　専門家の研修及び交流を実施すること。

(iii)　セミナー及び研究集会を開催すること。

(iv)　知的財産権の行使に関する活動について協議を行うこと。

(v)　情報通信技術に関する事業を実施すること。

(vi)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第四章　農業、林業及び漁業の分野における協力

第十条　一般原則

両締約国政府は、安定的な食糧供給の確保並びに農業、林業及び漁業の持続可能な発展並びに農村地域の開発が重要であることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、農業、林業及び漁業の分野において、相互の利益の原則に基づき協力する。

第十一条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、

(a)　この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　農業、林業及び漁業に関連する人材の養成

(ii)　両締約国政府が合意する協力のその他の範囲

(b)　この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　意見及び情報を交換すること。

(ii)　専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

(iii)　セミナー及び研究集会を促進すること。

(iv)　両締約国政府が合意する協力のその他の形態に関すること。

第十二条　農業、林業及び漁業に関する作業部会

1　基本協定第百十四条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この協定において「小委員会」という。）の下に、農業、林業及び漁業に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a)　農業、林業及び漁業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b)　この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c)　小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d)　農業、林業及び漁業の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2　作業部会は次の者から成る。

(a)　日本国については、農林水産省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b)　ベトナムについては、農業・農村開発省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3　作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第五章　貿易及び投資の促進の分野における協力

第十三条　一般原則

両締約国政府は、一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者の間での交流及び協力を円滑にするための両締約国政府の努力が、両締約国間の貿易及び投資を促進することを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、両締約国の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

第十四条　協力の形態

基本協定第百十二条の規定に従って、この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　貿易及び投資に関する意見及び情報を交換すること。

(b)　両締約国における貿易及び投資の更なる拡大のためにセミナーその他の行事を共同で開催すること。

(c)　両締約国における貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のため、専門家、研修生及び研究者の交流を奨励すること。

(d)　両締約国間の貿易及び投資並びに関連する事業活動の更なる促進のため、投資環境に関する情報及び事業に関連する法令に関する情報を交換すること。

(e)　両締約国が合意するその他の形態に関すること。

第十五条　既存の協力の形態

1　独立行政法人日本貿易振興機構とベトナム商工省、ベトナム計画投資省及びその付属機関並びに他の関係機関との間の協力は、この章の規定に基づく協力の形態の一つとして特定される。

2　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、独立行政法人日本貿易振興機構、ベトナム商工省、ベトナム計画投資省及び他の関係機関によって行われる1に規定する協力を円滑にする。

第六章　中小企業の分野における協力

第十六条　一般原則

両締約国政府は、各締約国の国民経済の活力を維持し、及び競争力を高める上で中小企業が果たす基本的な役割を認識して、基本協定第十二章の規定に従い、両締約国の中小企業の発展を促進することに協力する。

第十七条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、

(a)　この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　中小企業の経営及び競争力の強化

(ii)　中小企業に関連する人材の養成

(iii)　裾野産業の育成

(iv)　両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲

(b)　この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　中小企業政策に関する情報並びに中小企業の発展及び促進についての最良の慣行に関する情報を交換すること。

(ii)　中小企業のための能力を開発すること。

(iii)　セミナー及び研究集会を促進すること。

(iv)　研修の機会を増大させること。

(v)　専門家の交流を奨励すること。

第十八条　中小企業に関する作業部会

1　基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、中小企業に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a)　中小企業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びにこの分野における更なる協力の方法を特定すること。

(b)　この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c)　小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d)　中小企業の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。